養育費受け取り支援の充実について

1 目 的

区では、令和4年度より意識啓発、相談支援、公正証書作成等手数料補助を行い、 養育費の受け取りを支援してきた。

また、国においても、養育費の受領率を2031年までに40%にするという目標 を掲げ、取組を進めているところである。

そこで、弁護士等の斡旋による「裁判外紛争解決手続(ADR)」の利用に関する支援を新たに行い、養育費の受け取りを更に推進することで、親の離婚による子供の経済的な負担を最小限にとどめ、その健やかな成長を支える。

2 事業内容【充実分】

ADR利用支援

ADRを利用して養育費の分担を協議し、その取決めを行った場合に、児童の扶養者に対して費用の一部を助成する。

- (1)対象者養育費の取決めの対象となる児童(18歳以下)を扶養する区内在 住の母又は父。ただし、同案件で他の支援を受けていないこと。
- (2) 対象経費 ADR利用に係る諸経費(弁護士又は認証紛争解決事業者(法務大 臣が認証)への依頼料、手数料等)
- (3) 助成額 対象経費の合計額(上限3万円)

3 予算額【充実分】

歳込 225千円 歳出 300千円

4 周知について

広報たいとう、区ホームページ等

5 スケジュール

令和6年4月 事業開始

